

管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

都道府県等は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県等は、第一項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第二十四条第四項中「第二十五条の二第四号」を「第二十五条の二第三号」に、「第二十六条第一項第五号」を「第二十六条第一項第四号」に改める。

第二十五条の二第三号中「第二十二條又は第二十三條の措置を要する」を「助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当である」に、「措置を採るべき」を「保育の実施等に係る」に改め、同条第四号を削る。

第二十六条第一項第四号中「第二十二条又は第二十三条の措置を要する」を「保育の実施等が適當である」に、「措置を採るべき」を「保育の実施等に係る」に改め、同項第五号を削る。

第三十一条第一項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「都道府県等」に、「第二十三条本文」を「第二十三条第一項本文」に改め、「については」の下に「、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは」を加え、「在所させる措置を採る」を「おいて保護する」に改め、同条第五項中「措置は」を「保護又は措置は」に、「第二十三条本文」を「母子保護の実施」に改める。

第三十二条第二項中「、第二十一条の十第一項」を「若しくは第二十一条の十第一項」に、「、第二十条若しくは第二十三条の措置を採る権限又は第二十四条第一項の規定による保育の実施の権限及び同項ただし書」を「の措置を採る権限又は保育の実施等の権限並びに第二十三条第一項ただし書及び第二十四条第一項ただし書」に改める。

第三十三条の四中「又は保育の実施」を「又は保育の実施等」に改め、同条第一号中「、第二十三条本文」を削り、同条第二号を次のように改める。

二 助産の実施 当該助産の実施に係る妊産婦

第三十三条の四第三号中「第二十四条第一項の規定による」を「母子保護の実施及び」に、「当該」を「当該母子保護の実施又は」に改める。

第三十三条の五中「、第二十二條、第二十三條本文」を削り、「、第二十七條第一項第二号」を「若しくは第二十七條第一項第二号」に、「第二十四條第一項の規定による保育の実施」を「保育の実施等」に改める。

第四十六條の二中「保育の実施」を「保育の実施等」に改める。

第五十條第六号を次のように改める。

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五條の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次條第三号において同じ。）

第五十條第六号の二中「第二十四條第一項の規定による」を削り、「次條第一号の三」を「次條第四号」に改め、同條第六号の三を次のように改める。

六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

第五十一条第三号及び第四号を次のように改める。

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

四 保育の実施に要する保育費用（都道府県の設置する保育所に係るものを除く。）

第五十六条の二第一項第二号中「保育の実施」を「保育の実施等」に改める。

第五十六条の六第一項中「第二十四条第一項の規定による保育の実施」を「保育の実施等」に改める。

第五十九条の三中「第二十二条及び第二十三条に規定する措置を採るべき」を「助産の実施及び母子保護の実施に係る」に、「当該措置を採るべき」を「当該助産の実施若しくは母子保護の実施に係る」に改め、「処分その他の」を削り、同条ただし書中「措置に」を「助産の実施若しくは母子保護の実施に」に改める。

第十条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

「第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導、医

目次中「第二章 福祉の措置及び保障（第十九条―第三十四条の二）」を

第二節 居宅生活の支援

第一款 居宅生活支援

第二款 居宅介護の措

第三款 放課後児童健

第三節 助産施設、母子

第四節 要保護児童の保

第五節 雑則（第三十四

療の給付等（第十九条―第二十一条の九）

費の支給（第二十一条の十一―第二十一条の二十四）

置等（第二十一条の二十五）

全育成事業（第二十一条の二十六）

に、「第六十二条の二」を「第六十二条

生活支援施設及び保育所への入所（第二十二条―第二十四条）

護措置等（第二十五条―第三十三条の八）

条・第三十四条の二）

の三」に改める。

第六条の二第一項中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同条第二項中「第二十一条の十第一項」を「児童居宅介護に係る第二十一条の十第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第二十一条の十二第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第二十一条の二十五第一項」に、「その者の家庭において同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「児童居宅介護を提供する」に改め、同条第三項中「第二十一条の十第二項」を「児童デイサービスに係る第二十一条の十第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第二十一条の十二第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第二十一条の二十五第一項」に、「を同項に規定する市町村長が相当と認める施設に通わせ、その者につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する」を「につき児童デイサービスを提供する」に改め、同条第四項中「第二十一条の十第三項」を「児童短期入所に係る第二十一条の十第一項の居宅生活支援費の支給若しくは第二

十一條の十二第一項の特例居宅生活支援費の支給に係る者又は第二十一條の二十五第一項に、「を同項の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う」を「につき児童短期入所を提供する」に改め、同條に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

この法律で、児童居宅支援とは、児童居宅介護、児童デイサービス及び児童短期入所をいう。

この法律で、児童居宅介護とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童（以下「障害児」という。）であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、その者の家庭において行われる入浴、排

せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

この法律で、児童デイサービスとは、障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、児童短期入所とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた障害児につき、肢体不自由児施設、知的障害児施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うことをいう。

この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 福祉の保障

第二章中第十九条の前に次の節名を付する。

第一節 療育の指導、医療の給付等

第二十一条の十一を第二十一条の二十六とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所

第二十一条の十第一項を次のように改める。

市町村は、児童居宅支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により第二十一条の十又は第二十一条の十二の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、児童居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に児童居宅支援の提供を委託することができる。

第二十一条の十第四項中「身体に障害のある児童又は知的障害のある児童」を「障害児」に改め、「措置を採る」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条を第二十一条の二十五とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款 放課後児童健全育成事業

第二十一条の九の次に次の節名、一款及び款名を加える。

第二節 居宅生活の支援

第一款 居宅生活支援費の支給

第二十一条の十 市町村は、次条第五項に規定する居宅支給決定保護者が、同条第三項の規定により定められた同項第一号の期間（以下「居宅支給決定期間」という。）内において、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅支援事業者」という。）に児童居宅支援の利用の申込みを行い、当該指定居宅支援事業者から当該指定に係る児童居宅支援（以下「指定居宅支援」という。）を受けたときは、当該居宅支給決定保護者に対し、当該指定居宅支援（同項の規定により定められた同項第二号に規定する量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（児童デイサービスに要した費

用における日常生活又は創作的活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用及び児童短期入所に要した費用における日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について、居宅生活支援費を支給する。

居宅生活支援費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 児童居宅支援の種類ごとに当該指定居宅支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定居宅支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定居宅支援に要した費用の額）

二 障害児又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）の負担能力に応じ、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額

第二十一条の十一 障害児の保護者は、前条第一項の規定により居宅生活支援費の支給を受けようとするときは、児童居宅支援の種類ごとに、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に申請しなければならない